

鳥取縣公報

昭和二十四年三月四日 金曜日
第千九百九十九号

本書ノ大キサヘ國定規格

條例

◆鳥取縣條例第十號

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十六號副出納長、選舉管理委員會書記及び監查委員書記の定數條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

副出納長、選舉管理委員會書記及び監查委員書記の定數條例中改正條例

この條例は昭和二十四年三月一日からこれを適用する。

第一條中 監査委員書記「二人」を「四人」に改める。

附則

この條例は昭和二十四年三月一日からこれを適用する。
第三條 種牡畜検査を受けたものでなければ種付に供用することはできない。
月末日及び八月末日までに、綿羊及び山羊は毎年七月末日までに第一号様式による種牡畜証明書交付申請書を知事に提出しなければならない。

第一條 この條例において種牡畜とは豚、綿羊及び山羊の牡でこれを種付（人工授精を含む、以下同じ）に供用する目的で知事から種牡畜証明書の交付を受けているものをいう。

第二條 種牡畜証明書の交付を受けたものでなければ種付に供用することはできない。

第四條 種牡畜検査委員は知事がこれを任命又は委嘱する。

第五條 種牡畜検査はこれを定期種牡畜検査と臨時種牡畜検査とにわける。

定期種牡畜検査は豚については毎年四月及び九月、綿羊及び山羊については毎年八月に施行する。

臨時種牡畜検査は知事が必要と認めた場合に隨時これを実施する。

検査の期日及び場所は定期種牡畜検査のときは予め告示し、臨時種牡畜検査のときは所有者又は管理者(以下銅養者という)に対し予め通知する。

この検査委員の中少くとも一名は獸医師でなければならぬ。

検査は知事が種牡畜検査委員二名以上をして行わせる。

第六條 種牡畜検査の合格基準を次のよう定める。

一、家畜傳染病予防法第一條第一項に規定する傳染病及びこれららの疑症、その他特に悪質の疾病のないも

- 二、豚は満十箇月、綿羊及び山羊は満十二箇月以上のもの。
 第七條 * 検査に合格した種牡畜には左耳に第二号(一)(二)(三)様式の耳標をつけ、その飼養者に対しては第三号様式の種牡畜證明書を交付する。
 第八條 種牡畜證明書の有効期間は一箇年とする。
 但し天災その他やむを得ない事由により検査を行ふことができないときは、知事は六箇月以内の期間を限りその有効期間を延長することができる。
 種牡畜證明書の有効期間内と雖も疾病その他の事故により種牡畜として不適当と認めたときは、證明書の効力を停止し又は取り消すことがある。
 第九條 種付をするときは種牡畜の飼養者は種牡畜證明書を携帶しなければならない。
 種牡畜證明書は種牡畜検査委員又は種付を受けようとするものから請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 第十條 次の場合においては種牡畜の飼養者は二十日以内に

一、種牡畜證明書を知事に返納しなければならない。

二、種牡畜證明書の有効期間が満了したとき。

三、種牡畜が死したとき。

四、證明書の効力を停止又は取り消されたとき。

第十一條 種牡畜の飼養者に異動を生じ又は住所氏名を変更したときは、飼養者は旧證明書を添附し證明書の書換を出願しなければならない。

證明書又は耳標をき損失したときは二十日以内にその書換又は再交付を知事に出願しなければならない。

第十二條 種牡畜の飼養者は第四号様式の種付台帳を備え、第五号様式の種付報告書を毎年三月末日までに知事に報告しなければならない。

種牡畜の飼養者は種付を受けた牝畜の所有者から種付證明書の交付を請求されたときは、第六号様式によりこれを交付しなければならない。

第十三條 知事は種牡畜検査委員並びに種牡畜の飼養管理、種付成績及び家畜傳染病、その他悪質の疾病に付

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

但しこの條例公布の日において既に種付に供用している種牡畜は向う三十日以内に種牡畜證明書交付申請書を提出しなければならない。

一、豚一頭につき四百円

二、綿羊及び山羊各一頭につき式百円

第十六條 第二條、第九條及び第十三條の規定に違背した者は、毛力円以下の罰金又は料金を科する。

第一号様式

種牡畜（豚、綿羊、山羊）證明書交付申請
一、種類
二、名号
三、生年月日

一、血統
母

右種牡畜検査を受けたので申請します。

年

月

日

年

月

日

年

月

日

鳥取縣知事 殿

住所 氏

名印

鳥取縣 稽

所

氏

名印

右種牡畜（豚、綿羊、山羊）たることを証明する。

一、血統
父

年

月

日

年

月

日

年

月

日

種第号
種牡畜（豚、綿羊、山羊）證明書
一、種類
二、名号
三、生年月日

01088

種第号
種牡畜（豚、綿羊、山羊）證明書
一、種類
二、名号
三、生年月日

01089

第二号様式

種牡畜（豚、綿羊、山羊）證明書交付申請
一、種類
二、名号
三、生年月日

右種牡畜（豚、綿羊、山羊）たることを証明する。
昭和 年 月 日

鳥 取 縣 貢
銅養者氏名
郡 村字

鳥取縣
種牡豚

○鳥取縣 稽
種牡綿羊

○鳥取縣 稽
種牡山羊

檢査期間	年	月	日	氏名	姓
昭和 至 自 一年 年 月 日					

第三号様式

種牡畜（豚、綿羊、山羊）種付合帳
種牡畜
名号
月日
配合
牛
畜

名号
月日
血統
父
者氏名

名号
月日
配合
牛
畜

第四号様式

種牡畜（豚、綿羊、山羊）種付合帳
種牡畜
名号
月日
配合
牛
畜

第五号様式

種牡畜（豚、綿羊、山羊）種付合帳
種牡畜
名号
月日
配合
牛
畜

第六号様式

種牡畜種付證明書（豚、綿羊、山羊）
種類
名号
月日
配合
牛
畜

右種付したことの証明である。

昭和 年 月 日

種牡畜飼養者住所

名印

名印

◆鳥取縣條例第十三號

境港港湾施設使用料條例を次のように定める。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

境港港湾施設使用料條例

第一條 この條例において港湾施設とは、上屋、野積場、物揚場、けい船、岸壁、けい船さん橋、その他知事の指定したものとす。

第二條 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

前項の許可を受けようとする者は、別紙様式によつて境港務所を経て出願しなければならない。

第三條 港湾施設の使用許可は、使用申込の順位に依る。知事において、公益上必要があると認めたときは、許可の順位を変更し又は既に許可した使用の停止若しくは制限をすることができる。

第四條 港湾施設を使用する者に対しても、次の使用料を徴収する。

一、上屋 十平方米 一日につき 一、〇〇 円
二、野積場 同 同 ○、五〇
三、物揚場 同 同 ○、四〇
四、けい船岸壁及びけい船さん橋 登簿とん数 五。とん以上の船舶 けい船二十四時間以内 登簿とん数 一とんま、円でごとに 一〇
けい船二十四時間を超えるとき十二時間までごとに 同
石数で積量を表示する船舶は、積石十石を一とんとして計算し、十石未満のは数は十石として計算する。

第五條 使用の許可を受けた者は、使用料を納付した後でなければ使用してはならない。
第六條 港湾施設の使用許可を受けた者が、使用しないことがある場合、既納の使用料はこれを還付しない。
但し第三條の規定によつてその使用の停止若しくは制限を受ける場合は、この規定による。

第七條 次に掲げる船舶中第一号、第二号は使用料を免除し、第三号、第四号はこれを減免することがある。

一、官公署用の船舶

二、登録とん数五とん未満又は積石五十石未満の船舶

三、毎月一回以上入港する定期船舶

四、その他知事が特別の理由ありと認める船舶

第八條 使用者が港湾施設を滅失若しくは毀損したときを賠償せることがある。

第九條 使用箇所に藏置中のものについて生じた損害に對しては、縣はその賠償の責に任じない。

第十條 港湾施設の使用については、すべて境港務所員の指揮に従わなければならない。

第十一條 詐偽その他不正の行為に因り使用料の徴収を免れた者には、徴収を免れた全額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

この條例は、昭和二十四年一月二十七日からこれを適用する。
境港港内施設使用料條例（昭和二十一年五月一日鳥取縣令第三十三号）及び境港繫船岸壁並に繫船棧橋使用料條例（昭和二十一年五月一日鳥取縣條例第八号）はこれを廃止する。

第二條別紙様式一

境港港湾施設使用許可願

一、使用目的
一、使用箇所
一、使用面積 長 米 平方米
自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
一、使用料金 御指定の通り

右御許可下さいますよう御願ひ致します。

鳥取縣知事 殿 住所 氏 名 団

備考 右様式は上屋、野積場、物揚場の使用出願の場合に使用するものとす。

第一條別紙様式一

境港けい船使用許可願

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

附 則

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

九

01092

一、船名
二、總トン数
三、登録とん数

丸
とん
とん

けい留場

所岸壁又はさん橋

けい留期間

自 月 日 午 時 分

けい船料

御指定の通り

右御許可下さいますよう御願ひ致します。

年 月 日

住所

氏名 (印)

鳥取縣知事

殿

備考 右様式はけい船岸壁及びさん橋の使用出願の

場合に使用するものとする。

第一條中 第七号を削る。

附 則

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

九

◆鳥取縣條例第十四號
昭和二十一年六月鳥取縣條例第十一號鳥取縣蘭檢定所手數料條例の一部を次のように改める。
昭和二十四年三月四日
この條例は昭和二十四年二月一日から適用する。

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

九

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

九

01093

文、條例は昭和二十三年九月一日からこれを適用する。

◆鳥取縣條例第十六號

昭和二十三年七月鳥取縣條例第四十二號鳥取縣真綿及び真綿製品検査條例は昭和二十三年九月一日限りこれを廢止する。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

九

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

九

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

九

◆鳥取縣規則第十五號

昭和二十三年鳥取縣規則第四十號兒童福祉法施行細則の一部を次のように改め昭和二十三年十二月二十一日からこれを適用する。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

九

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

九

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

九

規則

◆鳥取縣規則第十四號

大正十五年六月鳥取縣令第四十七號土木費支弁並土木費補助規則は、これを廃止する。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

九

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

九

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

九

◆鳥取縣規則第十六號

鳥取縣吏員等恩給條例(昭和二十四年鳥取縣條例第六號)

附則第十五條の規定により改正すべき恩給の改定及び請求手続を次のように定める。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例附則第十五條の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続

第一條 鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例(昭和二十四年鳥取縣條例第六号。以下特例とす。)附則第十五條の規定により改定すべき退隱料、增加退隱料又は扶助料

料であつて、昭和二十三年九月三十日以前の日附のある証書によつて支給するものについては、特例附則第十八條但書に規定するものを除き、権利者の請求を待たずしてこれを改定して、その改定年額を表示した新証書を権利者に昭和二十四年三月二十日までに交付する。

第二條 権利者が前條の新証書の交付を受けたときは、新証書受領書(別記第一号様式)に從前の恩給証書並びに退隱料を受ける者にあつては戸籍抄本を、扶助料を受ける者にあつては戸籍謄本を添付して、これを當

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

第一号様式

新証書受領書

- 1、証書番号
- 2、恩給金額

右新証書を受領しました。

年 月 日

よつて前記恩給年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年 月 日

本籍地

現住所

請求者 氏

名

鳥取縣知事 殿

現住所

扶助料年額改定請求書

1、扶助料証書番号

2、証書の日附

3、扶助料年額

4、扶助料年額改定請求書

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例附則第十五條の規定によつて前記扶助料年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

- 1、証書番号

- 2、恩給年額

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例附則第十五條の規定に

鳥取縣公報

第十九百九十號

昭和二十四年三月四日

(第三種郵便物認可)

一

第三條 特例附則第十五條の規定により改定すべき退隱料、增加退隱料又は扶助料であつて、昭和二十三年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び從前年の年額を表示した証書を発行する。

第四條 昭和二十三年九月三十日以前の日附のある証書は、昭和二十四年九月三十日限りその効力を失う。

第五條 特例附則第十八條但書の規定により特例第五條第一項又は第六條第二項の規定による加給について、改定について、改定請求しようとする者は、改定請求書(別記第二号様式)に加給の原因となる者の戸籍謄本及びその者が恩給を受ける者により生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明瞭にできる申立書(別記第三号様式)並びに恩給の証書を添付して、これを当庁に差し出すことを要する。

第六條 前五條の場合において、これらの規定に別段の定めのない事項については、鳥取縣吏員等恩給條例施行細則(昭和十四年鳥取縣條例第二号)を準用する。

附則第十五條の規定により改正すべき恩給の改定及び請求手続を次のように定める。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例附則第十五條の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続

第一條 鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例(昭和二十四年鳥取縣條例第六号。以下特例とす。)附則第十五條の規定により改定すべき退隱料、增加退隱料又は扶助料

料であつて、昭和二十三年九月三十日以前の日附のある証書によつて支給するものについては、特例附則第十八條但書に規定するものを除き、権利者の請求を待たずしてこれを改定して、その改定年額を表示した新証書を権利者に昭和二十四年三月二十日までに交付する。

第二條 権利者が前條の新証書の交付を受けたときは、新証書受領書(別記第一号様式)に從前の恩給証書並びに退隱料を受ける者にあつては戸籍抄本を、扶助料を受ける者にあつては戸籍謄本を添付して、これを當

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

第一号様式

新証書受領書

- 1、証書番号
- 2、恩給金額

右新証書を受領しました。

年 月 日

よつて前記恩給年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年 月 日

本籍地

現住所

請求者 氏

名

鳥取縣知事 殿

現住所

扶助料年額改定請求書

1、扶助料証書番号

2、証書の日附

3、扶助料年額

4、扶助料年額改定請求書

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例附則第十五條の規定によつて前記扶助料年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

附則第十五條の規定により改正すべき恩給の改定及び請求手続を次のように定める。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例附則第十五條の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手續

第一條 鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例(昭和二十四年鳥取縣條例第六号。以下特例とす。)附則第十五條の規定により改定すべき退隱料、增加退隱料又は扶助料

料であつて、昭和二十三年九月三十日以前の日附のある証書によつて支給するものについては、特例附則第十八條但書に規定するものを除き、権利者の請求を待たずしてこれを改定して、その改定年額を表示した新証書を権利者に昭和二十四年三月二十日までに交付する。

第二條 権利者が前條の新証書の交付を受けたときは、新証書受領書(別記第一号様式)に從前の恩給証書並びに退隱料を受ける者にあつては戸籍抄本を、扶助料を受ける者にあつては戸籍謄本を添付して、これを當

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

第一号様式

新証書受領書

- 1、証書番号
- 2、恩給金額

右新証書を受領しました。

年 月 日

よつて前記恩給年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年 月 日

本籍地

現住所

請求者 氏

名

鳥取縣知事 殿

現住所

扶助料年額改定請求書

1、扶助料証書番号

2、証書の日附

3、扶助料年額

4、扶助料年額改定請求書

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例附則第十五條の規定によつて前記扶助料年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

鳥取縣知事

殿

請求者 氏

名印

(回)

第三号様式

扶助料の加給の原因となる者の生計関係申立書

01096

(4) 増加退隱料の加給の原因となる者の生計関係申立書

加給の原因となる者の氏名	増加退隱料受給者との続柄	生計関係申立書
受給者 氏	名印	右の通り申し立てる。
年 月 日	年 月 日	右の通り申し立てる。

右の通り申し立てる。

◆鳥取縣規則第十七號
昭和二十三年法律第二百十号指定農林物資検査法に基き、
鳥取縣真綿及び眞綿製品検査規則を次のように定める。

備考 生計関係欄には、扶助料受給者と同居している者については、その同居関係を明記し、これと

同居していない者については、扶助料受給者と生活上の相互依存関係を詳記すること。

備考 生計関係欄には、扶助料受給者と同居している者については、その同居関係を明記し、これと

同居していない者については、扶助料受給者と生活上の相互依存関係を詳記すること。

01097

和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣真綿及び眞綿製品検査規則

第一條 指定農林物資検査法に基く眞綿及び眞綿製品の

検査は、この規則の定むる所による。

前項の検査は鳥取縣織檢定所がこれを行う。

第二條 検査は、別紙の検査標準によりこれを行い、合

格品には検査合格証票(様式第一号甲)を、不合格品

には検査不合格証票(様式第一号乙)を貼付する。

第三條 検査は、眞綿については五匁一束毎に、加工眞

綿については、袴眞綿については五〇匁一把、丹眞綿については一点毎に及び眞綿製品については一点毎に行う。

第四條 検査を受けようとする者は、検査請求書(様式

第二号)に必要な事項を記載し、毎月五日までに、鳥

取縣織檢定所長に二部提出しなければならない。但し急を要する場合は、この限りでない。

第五條 鳥取縣織檢定所は、検査のため受入れた眞綿

この規則は、昭和二十三年九月一日からこれを適用する。

附 則

び眞綿製品について、天災其の他やむを得ない事由によつて生じた損害については、賠償の責を負わない。

第六條 検査を受けようとする者は、検査請求書の提出と同時に、左の区別により手数料を納付しなければならない。

普通眞綿五匁一束につき

十二円

丹前眞綿一点につき

一円二十錢

袋眞綿五〇匁一把につき

一円二十錢

眞綿製品一点につき

一円八十錢

既納の手数料は検査に着手したる後においては、いかなる理由があつてもこれを還付しない。

01098

様式第一号甲



01099

様式第一号乙

検査請求書					
鳥取縣織檢定所	殿	受付番号検	号		
所長		申請者	氏名印		
検査希望年月日	昭和 年 月 日				
△検査施行年月日	昭和 年 月 日				
検査の場所					
種別	品名	数量	單價	金額	検査 手数料
		匁	円 錢	円 錢	円 錢
合計					
備考					

(1) 品質の検査は左の点につき、これを合格、不合格とする。

- 色沢の良否
- 手觸の良否
- 含湿度(含水分率十一%以内)
- 荷揃整理の良否

(2) 規格 曲尺八寸乃至九寸を以て縦横の長さとする。

(1) 加工真綿

(1) 手摘袋真綿(原料真綿)

(2) 板摘真綿(二)

(3) 品質の検査は左の総合点により合格、不合格とする。

- 色沢の良否
- 手觸の良否
- 整理の良否
- 湿度(十一%以内)

△印は検査員記入す

所屬組合理事長 承認印

(別表)

(1) 普通真綿

二、災害工事で一ヶ所の査定工費が、二万円未満であるとき。

三、ひ管、えんてい、ため池、用悪水路の新設又は改築工事で、利害関係段別十町歩未満であるとき。

四、幅六尺未満の道路及び附屬物の工事。

五、利害關係が小であると認める工事。

六、後年に譲つても害がないと認める工事。

第四條 補助工事は、知事が査定した設計により施行しなければならない。

第五條 補助金は、査定工費から第二條の直接國稅、縣稅又は地租額を控除した残額に対し、次の区分により算定する。

一、通常工事 十分の四以内

二、災害工事 十分の七以内

通常工事については、工事の百分の三以内の雜費を認めることができる。

特に重要な工事については、第一期の補助歩合

に加し且地租額を控除しない。

同一年度内に、二回以上の災害に遭遇し、縣費補助の必要を認めた場合には、地租額の控除はこれを一回にとめる。

第六條 設計変更のため工費に増減を生じた場合には、その割合で補助金を増減する。但し、増額は特別の事由がある場合の外、最初の指令額を超えてはならない。

第七條 補助金は、工事成功検査後、知事が認定した精算額に対し最初の指令により算定交付する。但し、認定精算額に対し算出した補助金が、最後の指令額を超過する場合には最後の指令額による。

第五條第一項の規定により直接國稅、縣稅又は地租額を控除する外、次に掲げる收入金は認定精算額から控除し、その残額に対し補助金を算定する。但し、特別の事由がある場合にはこの限りでない。

一、道路法第三十七條、第三十九條及び第四十一條の規定による負担金

二、寄附金

三、國庫補助金

00003

四、残存物件の換價金額
五、前各号の外工事に伴う收入金
補助金に因位未満のは数が生じた場合にはこれを切捨てる。

第八條 補助金は、事業年度にかゝわらず、縣財政の都合により數年度に分割することができる。

第九條 急施を要する工事については、知事の承認を受け補助指令前に工事に着手することができる。但し、これを補助の前提となすことはできない。

第十條 補助工費並びに前條の工事については、隨時吏員を派遣し、監督又は必要な指示をさせることがある。

第十一條 あらたに国道に認定され又は府縣道に認定し、若しくは河川、港湾を縣酬支弁に編入した場合において、その道路、河川、港湾の工事に対し、既に縣費補助の内定したものは、その工事が成功するまで、その部分は縣費で支弁しない。

第一條 この規程は、公布の日から、これを施行する。

附 則

◆鳥取縣告示第百六號
兒童福祉法第三十五條第二項により兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種別	經營主體	施設の名稱	施設の長	所在地	定員
助產	社團法人	鳥取赤十字	永井純三	鳥取市西	妊産婦一一
施設	病院	病院產院	河一	番地母子一一	

◆鳥取縣告示第百七號
助產婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 鳥取市本町二丁目一八番地
現住所 同東町七六番地ノ二

00010

同	氣高郡浜村町	同上	午前九時	同二十一日	同	賣木村	同上	同
同二十日	東伯郡灘手村	同上	檢診場	同九時	同二十二日	同	末恒村	同上
同	氣高郡瑞穂村	同上		午後一時	同二十三日	同	鹿野町	同上
								同十時

選舉管理委員會告示

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第十二号

政治資金規正法第二十八條の規定により提出された衆議院議員候補者足鹿覺の選舉運動に關する收支に關する報告書（精算届後なされたもの）の要旨は左の通りである。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

・公職の候補者の選舉運動等に關する收支に關する報告書要旨

一、選舉の種類 昭和二十四年一月二十三日執行の衆議院議員總選舉

二、報告書要旨

候補者氏名	出納責任者	收入の總額	支出の總額	差	引	報告書の受理年月日
足鹿 覚	門脇 武夫	一三、三八〇、〇〇円	一三、三八〇、〇〇円	同	昭和二十四、二、十九	
(二) 要な寄附者及び支出						

00011

(二) 寄附者

候補者氏名 寄附の總額 件数 寄附者氏名 職業 住所又は主たる事務所の所在地

足鹿 覚	五〇〇、〇〇円	一	高見龍太郎	農業	西伯郡蓬坂村	
五〇〇、〇〇	一	手嶋 考一	同	同		
五〇〇、〇〇	一	柴田 政子	同	同	彦名村	
五〇〇、〇〇	一	藤岡 悅男	同	同		
五〇〇、〇〇	一	石谷 真時	同	同		
五〇〇、〇〇	一	内田 米次	同	同		
五〇〇、〇〇	一	山崎 登	同	同		
(二) 支出	なし		高林 勇	同	同	

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第十二号

政治資金規正法第十七條及びこれを準用する第十八條の規定により提出のあつた協会その他の團体の收支に關する報告書（政治資金規正法第三條第二項の規定による目的を有しなくなつた日現在のもの）の要旨は、左のとおりである。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

00012

政党協会その他の團体の收支に関する報告書類

六種類 政治資金規正法第十三條第一項及之
二期間 自昭和二十三年十二月二十七日
至同二十四年一月三十一日

華山集

99013

同	中部地区連合会	八三七四〇〇	一
同	西日本地区連合会	一一一五	二二二
同	民組合鳥取縣連合会	一一一五	二二二
同	西日本地区連合会	一一一五	二二二
同	民組合鳥取縣連合会	一一一五	二二二

四、主なる寄附者及び支出

協会その他の團体名

日本農民組合鳥取縣連合会

(二) 支出

○その他團体名

日本農民組合鳥取縣連合会中部地区連合会

卷之三

支出の総額	支出の目的
三、〇〇〇、〇〇	四 足鹿覺氏へ選舉資金
三、一九〇、〇〇	一 通借費
五、五三四、〇〇	一 寄附者 東 春藏氏へ返金

鳥取縣公報

第十九百九十九號

昭和二十四年三月四日

(第三種郵便物認可)

二九